

中部地域の中堅企業等への取組について

令和7年4月28日

経済産業省 中部経済産業局

中堅企業等に対する支援施策

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現できるよう支援。令和5年度補正予算で初めて措置され（予算額3,000億円）、令和6年度補正予算においても同額を措置。
- 第1次、第2次公募では、全国で194件を採択（うち東海3県では33件採択）。現在第3次公募中（公募期間：令和7年3月10日～4月28日まで）。

概要			
補助対象者	常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社又は個人等	補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで
補助上限	50億円（補助率1/3以内）	補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、 機械装置費（器具・備品費含む）、 ソフトウェア費、外注費、専門家経費
補助事業の要件	① 投資額 10 億円以上（税抜き。外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）であること ② 賃上げ要件を達成すること（※）		

※補助事業の終了後3年間の補助事業に関わる従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人当たり給与支給総額（以下、「補助事業1人当たり給与支給総額」という。）の年平均上昇率が、全国における直近3年間（2021年度を基準とし、2022年度～2024年度の3年間の指す。）の最低賃金の年平均上昇率4.5%（以下、「基準率」という。）以上であることが必要。

中小企業成長加速化補助金

- 売上高が100億円に及ぶ企業は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトも大きい。
- 将来の売上高 100 億円を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的として令和6年度補正予算において措置。令和 7 年 5 月 8 日（木）より公募開始予定。

ホームページURL <https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

概要			
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります	補助事業期間	交付決定日から24ヶ月以内
補助上限	5億円（補助率1/2）	補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、 機械装置費（器具・備品費含む）、 ソフトウェア費、外注費、専門家経費
補助事業の要件	① 投資額 1 億円以上（税抜き。外注費・専門家経費を除く補助対象経費分）であること ② 「100 億宣言」が 100 億宣言ポータルサイトに公表がされていること。 ③ 賃上げ要件を達成すること（※）		



※補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「給与支給総額」又は「従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間（2019 年度を基準とし、2020 年度～2024 年度の5 年間を指す。）の最低賃金の年平均上昇率（以下、「基準率」という。）以上であることが必要

地域未来投資促進税制

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出し**、**地域に相当の経済的効果をもたらすもの**として、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術備蓄等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を令和 6 年度より措置**。

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常枠	特別償却35% 又は税額控除 4 %
	下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす ① 労働生産性の伸び率 5 %*2以上かつ投資収益率 5 %以上 ② 創出される付加価値額が 1 億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上 ③ 創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 ④ 創出される付加価値額が 1 億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること	特別償却50% 又は税額控除 5 %
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業（特定中堅企業者※3 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は税額控除 6 %
	建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除 2 %

<賃金水準・成長意欲が高い中堅企業（特定中堅企業者）について>

- ① **常時使用する従業員数が2,000人以下**
※中小企業者及びみなし大企業を除く
- ② **良質な雇用の創出**
地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認
- ③ **将来の成長性**
将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認
- ④ **経営力**
成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

* 1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

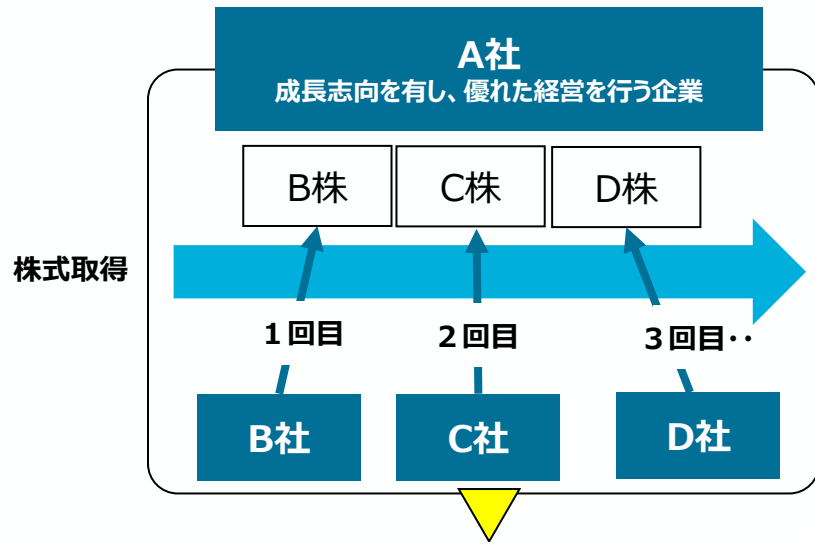
* 2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率 4 %以上

* 3 1 ～ 3 については、産業競争力強化法において規定

中堅・中小グループ化税制

- 成長意欲のある中堅企業等がおこなう複数回のM&Aによる子会社化（グループ化）を集中的に後押しし、生産性の向上等を図る観点から、M&A実施時の積立準備金※について損金算入を可能とする制度の支援対象に中堅企業も追加。
※M&A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために積み立てる準備金
- 複数回のM&Aを行う場合の準備金の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を令和6年度に創設。

＜事業規模拡大等に向けた複数回のM&A＞ (=グループ化)



グループ一体での成長を実現

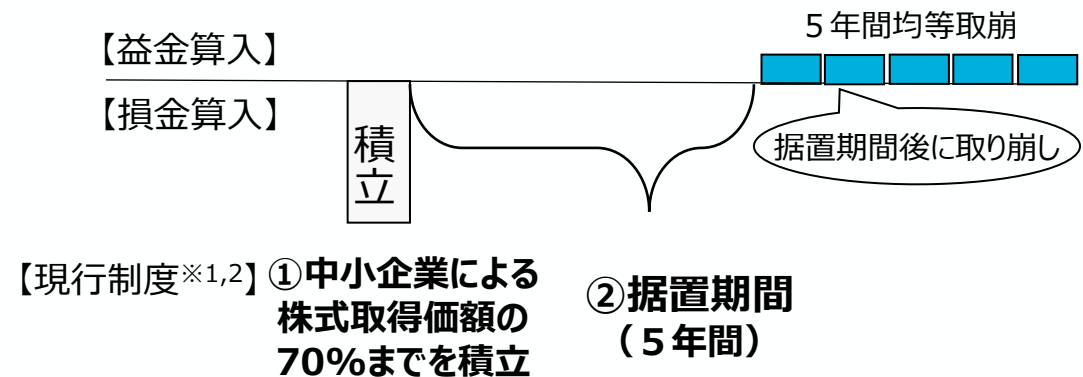
中小

中堅

大企業

- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：拡充枠)



【拡充枠】

特定中堅企業者・中小企業者の複数回M&Aを後押し※3,4

- ① 積立率の上限拡大 (2回目90%・3回目以降100%)
- ② 据置期間の大幅な長期化 10年間

お問い合わせ先：経済産業省 経済産業政策局 産業創造課（【中堅企業向け※拡充枠】03-3501-1560）
中小企業庁 財務課（【中小企業税制サポートセンター】03-6281-9821）

中部経済産業局における中堅企業等への支援事例

イノベーション

- 中堅企業等と、全国の企業や大学等研究機関とのマッチングを通じたイノベーション創出を支援。地域支援機関とも連携し、中堅企業等が定期的にニーズ発信をおこなえる機会を提供。
【例】自動車部品サプライヤーとスタートアップとの協業による新事業創出（ヘルスケア）

海外展開

- 中堅企業等の海外ビジネス創出を促進するために、海外の市場動向、法務・労務、販路開拓、ネットワーク作り等海外展開への具体化を後押しする勉強会及び海外での現地活動を支援。
【例】インドでの事業展開・拡大を目指す中堅企業等の経営層向け勉強会及び現地派遣

業態転換・事業再構築

- 中部地域の主要産業である自動車関連産業に属する中堅企業等の「攻めの業態転換・事業再構築」を後押しするため、セミナーや実地研修等の開催による情報提供、高度な課題を解決する最適な専門家の派遣等を実施。
【例】自社の強みの整理と営業ツールの磨き上げによる、新規顧客・業界への挑戦を後押し